

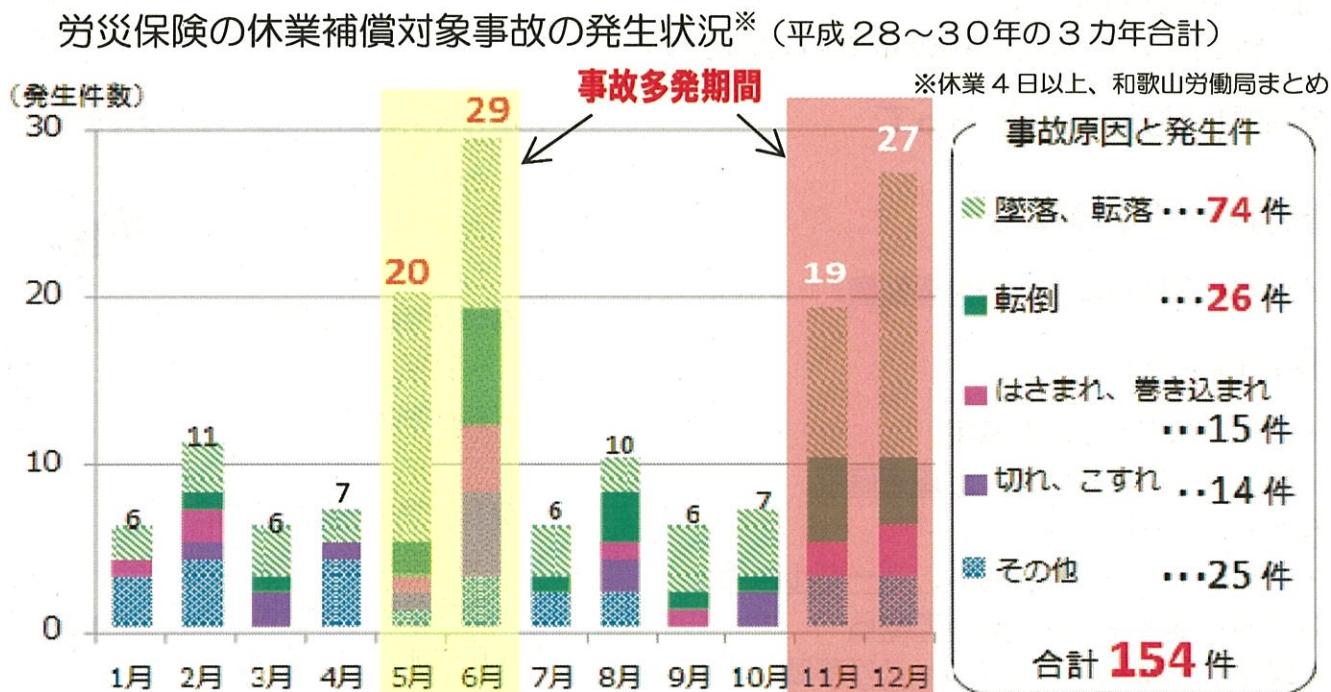
農業者の皆様へ

農作業を安全に！ 11月～12月は特に注意



日々、安全！のために
～その1～

ご存じですか？ 和歌山県内の農作業事故の実態



県内の労災保険の休業補償対象事故は
平成28～30年の3年間で154件発生

★ 約6割が収穫期に発生

5～6月（うめ）と、11～12月（みかん）で95件発生しています。特に、忙しい年末の12月は要注意です。

★ 事故原因是 『墜落・転落』と『転倒』

原因の6割以上が、脚立・樹木・傾斜地などからの墜落・転落や、作業中の転倒です。

傾斜地の多い果樹園での作業は、特に注意が必要です。

このうち、102件が30日以上の休業が必要なケガとなっています。

また、60歳以上の方の事故が74件と全体の約半数を占めています。

死 亡 事 故 が 発 生 し て い ま す

県内では、高い場所からの転落などによる死亡事故が発生しています。

重大な事故は、小さな事故の延長線上にあります。

特に高齢の方は、体力を過信せず、慎重な作業を心がけてください。

農業者の皆様へ

多様な視点で、安全確認！

日々、安全！のために
～その2～

主な事故実例と事故防止のポイント

疲れのたまりやすい農繁期は、
ちょっとした『焦り』や『気のゆるみ』が
事故につながります。
次のことについて注意して、農繁期を無事故で乗り切りましょう。

□作業計画はゆとりをもって

□事前に準備と確認を

- 障害物を取り除く。機械を整備。

□作業は慎重に

- 収穫時は必ず手袋を着用
- 脚立を使用する時は、足場を確認、
チェーンをかける
- 草刈り機を使用する時は、ゴーグル着用
- ゴミ取りはエンジンを切ってから
- 段差や斜面では、特にゆっくり移動

日々、安全！のために
～その3～

事故リスクに備えて、労災保険や共済への加入を

○労災保険特別加入制度

労災保険は、本来、労働者の業務又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者と業務の実情などが同様である場合、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については特別に任意加入を認めています。

農業者の場合、①特定農作業従事者②指定農業機械作業従事者③中小企業主等のいずれかに特別加入することができます。

【お問い合わせ先】和歌山労働局総務部労働保険課受付室へ
TEL073-488-1102



○農作業中傷害共済

本人はもちろん親族や雇用した方が農作業中に死亡や負傷された時に共済金をお支払いします。

【お問い合わせ先】最寄りのJA窓口へ
(19309990142)



○農作業機械の安全使用を徹底しましょう

「慣れ」や「気の緩み」は重大な事故を招きかねません。農業機械の使用には、取扱説明書や安全のしおりなどを十分にお読みいただき、適切な使用に努めてください。

【お問い合わせ先】最寄りのJA農機センターへ



○農機具損害共済

不慮の事故（火災・盗難・衝突等）や自然災害（台風・洪水・地震等）に遭遇した場合、補償の対象になります。

【お問い合わせ先】最寄りの農業共済組合へ